

箕面市訓令第十九号

庁中一般

箕面市通学定期券補助金交付要綱を次のように定める。

令和六年三月十五日

箕面市長 上島 一彦

箕面市通学定期券補助金交付要綱

(趣旨)

第一条 北大阪急行南北線の延伸による路線バスの路線の再編に伴い、北大阪急行電鉄株式会社（以下「北急」という。）が運行する鉄道及び阪急バス株式会社（以下「阪急バス」という。）が運行する路線バスを乗り継ぐ必要が生じたことにより通学に要する費用が増加した者に対し、その負担の軽減を図るために交付する箕面市通学定期券補助金（以下「補助金」という。）については、箕面市補助金交付規則（昭和四十六年箕面市規則第二号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 バス定期券 阪急バスが発行する通学定期券又は阪急スクールバスをいう。
- 二 鉄道定期券 鉄道事業者が発行する箕面萱野駅又は箕面船場阪大前駅を乗車又は降車する駅とする通学定期券をいう。

(補助対象者)

第三条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、

第五条に規定する補助対象期間内において市内に居住し、かつ、バス定

期券及び鉄道定期券を利用して通学する者とする。

(補助対象期間)

第四条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までとする。

(補助対象月数)

第五条 補助金の交付の対象となる月数（以下「補助対象月数」という。）は、バス定期券又は鉄道定期券の有効期間の開始日の属する月（開始日が十六日以後の場合にあつては開始日の属する月の翌月（通用期間が二学期プラスの阪急スクールパスを保有する場合を除く。）、開始日が令和六年四月一日前の場合にあつては令和六年四月。次項において同じ。）から同期間の終了日の属する月（終了日が十五日以前の場合にあつては終了日の属する月の前月、終了日が令和七年三月三十一日後の場合にあつては令和七年三月）までの月のうちバス定期券及び鉄道定期券を保有する月数とする。

2 前項の規定にかかわらず、第八条第二号イの撮影日がバス定期券又は鉄道定期券の有効期間の終了日の一月前の日の前日以前の日の場合（終了日が令和七年三月三十一日後の場合であつて同年二月二十八日以後に撮影した場合を除く。）の補助対象月数は、当該バス定期券又は鉄道定期券の有効期間の開始日の属する月から撮影日の属する月（撮影日が十五日以前の場合にあつては、撮影日の属する月の前月）までの月のうちバス定期券及び鉄道定期券を保有する月数とする。

3 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十七条の生業扶助を受けて購入したバス定期券及び鉄道定期券については、前二項の補助対象月数から当該通学定期券の有効期間の月数を除くものとする。

(補助金の額)

第六条 補助金の額は、第一号及び第二号に規定する額の合計額を十二で除して得た額に補助対象月数を乗じて得た額に二分の一を乗じて得た額とする。この場合において、一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

一 ロに掲げる額からイに掲げる額を控除した額

イ 令和六年三月二十二日時点における阪急バスが運行する路線バスの自宅付近のバス停留所から千里中央（次号ロの購入区間が箕面萱野駅から箕面船場阪大前駅までの場合にあつては、新船場北橋）までを乗車区間とした通用期間が学年の阪急スクールパスの額（小児運賃の場合又は身体障害者等阪急バスによる運賃の割引が適用される場合にあつては、その額）

ロ 令和六年四月一日時点におけるバス定期券の購入区間の通用期間が学年の阪急スクールパスの額（小児運賃の場合又は身体障害者等阪急バスによる運賃の割引が適用される場合にあつては、その額）

二 ロに掲げる額からイに掲げる額を控除した額

イ 令和六年三月二十二日時点における北急が運行する鉄道の千里中央駅から降車する駅（降車する駅が北急以外の鉄道事業者が運行する鉄道の駅の場合にあつては、江坂駅）までを乗車区間とした通用期間六箇月の通学定期券の額（小児定期券又は特別割引定期券の場合にあつては、その額）に二を乗じて得た額（北急が運行する鉄道を利用しない場合にあつては、零円）

ロ 令和六年四月一日及び同年十月一日時点における鉄道定期券の購入区間（北急が運行する鉄道の区間に限る。）の通用期間六箇月の鉄道定期券の額（小児定期券又は特別割引定期券の場合にあつては、その額）の合計額

2 補助対象期間内に市内で転居し、又は転学し（以下この項において「異動」という。）、異動後もバス定期券及び鉄道定期券を利用して通学する場合は、異動した日の属する月（異動した日が十六日以後の場合にあつては、異動した日の属する月の翌月）以後においては、異動後の住所又は通学先により第一項の補助金の額を算定するものとする。

（事前申請）

第七条 補助金の交付を受けようとする補助対象者又は当該補助対象者と同一世帯に属する者は、次条第一項の規定による申請までに箕面市通学定期券補助金事前申請書兼同意書（様式第一号）（以下「事前申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 一 補助対象者の本人確認ができる書類等の写し
- 二 補助対象者以外の者が申請する場合にあつては、その者の本人確認ができる書類等の写し

（補助金の交付申請等）

第八条 補助金の交付を受けようとする補助対象者又は当該補助対象者と同一世帯に属する者（以下「申請者」という。）は、規則第十四条の二第一項の箕面市補助金交付申請書兼補助事業実績報告書（以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

一 箕面市通学定期券補助金申出書兼同意書（様式第二号）

二 次に掲げる要件を満たす補助対象月数に係る全てのバス定期券及び鉄道定期券の写真

イ 撮影日がわかるものを含めて撮影したもの

ロ 通用期間一箇月の通学定期券の場合にあつては、有効期間の開始日から十六日が経過した日以後に撮影したもの

三 補助対象者と同一世帯に属する者で前条の規定による事前申請をした者以外のもので申請する場合にあっては、その者の本人確認ができる書類等の写し

2 前項の規定による申請は、補助対象者一人につき、一回限りとする。

(申請期限等)

第九条 事前申請書の受付開始日は、令和六年三月二十一日とする。

2 申請書の提出期限は、令和七年三月三十一日とする。

(補助金の交付決定等)

第十条 市長は、補助金の交付の決定及びその額の確定をしたときは規則

第十四条の二第二項の箕面市補助金交付確定通知書により、不交付の決定をしたときは箕面市通学定期券補助金不交付決定通知書(様式第三号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を受けた者に対し、その者の指定する口座に振り込む方法により補助金を交付するものとする。
(委任)

第十一条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行する。